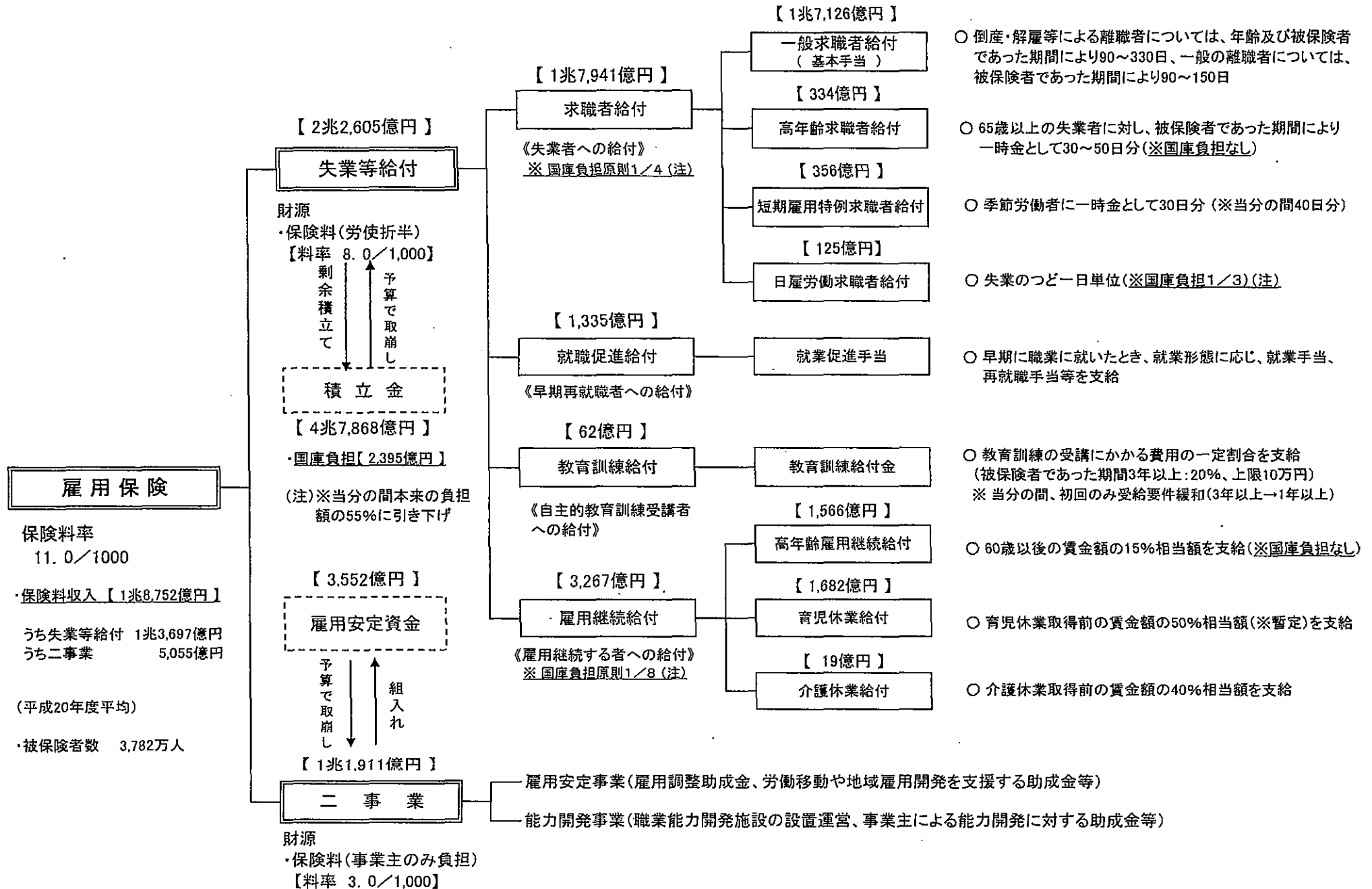


資料

No. 1

雇用保険の給付関係資料

雇用保険制度の概要(平成21年度補正予算)



失業給付（基本手当）の概要

基本手当の概要

一般被保険者が失業（＊１）した場合において、離職の日以前２年間に被保険者期間が１２月以上ある場合には（倒産、解雇等による離職者又は有期労働契約が更新されなかったこと等による離職者の場合は、離職の日以前１年間に被保険者期間が６月以上ある場合にも）、４週間に１回、公共職業安定所において、失業状態にあることの認定を行った上で基本手当が支給（＊２）される。

＊１）「この法律において「失業」とは、被保険者が離職し、労働の意思及び能力を有するにもかかわらず、職業に就くことができない状態にあることをいう」（雇用保険法第４条第２項）

＊２）なお、自己都合離職者（正当な理由による自己都合離職者を除く。）又は重責解雇による離職者については、３か月間の給付制限がある。

支給額は日額及び日数として定められ、基本手当日額は離職前賃金の原則８０～５０％、所定給付日数は、定年退職者を含め離職前から予め再就職の準備ができるような者に対しては９０日～１５０日（一般の離職者）、倒産・解雇等により再就職の準備をする時間的余裕なく離職を余儀なくされた者（特定受給資格者）に対しては９０日～３３０日、有期労働契約が更新されなかったこと等により離職した者（特定理由離職者）に対しては原則９０日～１５０日であるが、平成２４年３月３１日までは暫定措置として特定受給資格者と同じ９０日～３３０日となっている。

給付日数（原則）

（イ）倒産、解雇等による離職者（ハ）を除く）

被保険者であった期間 区分	1年未満	1年以上 5年未満	5年以上 10年未満	10年以上 20年未満	20年以上
30歳未満	90日	90日	120日	180日	—
30歳以上35歳未満		90日	180日	210日	240日
35歳以上45歳未満		90日	180日	240日	270日
45歳以上60歳未満		180日	240日	270日	330日
60歳以上65歳未満		150日	180日	210日	240日

（ロ）自己都合離職者（ハ）を除く）

被保険者であった期間 区分	1年未満	1年以上 5年未満	5年以上 10年未満	10年以上 20年未満	20年以上
全年齢	—	90日	90日	120日	150日

※ 有期労働契約が更新されなかったこと等による離職者については、原則（ロ）の給付日数だが、平成２４年３月３１日までは、暫定的に（イ）の給付日数となる。

（ハ）就職困難な者（障害者等）

被保険者であった期間 区分	1年未満	1年以上 5年未満	5年以上 10年未満	10年以上 20年未満	20年以上
45歳未満	150日	300日			
45歳以上65歳未満		360日			

基本手当日額

①基本手当の年齢別上限額

年 齢 区 分	賃金日額上限額	基本手当日額上限額
30歳未満	12,580円	6,290円
30歳以上45歳未満	13,980円	6,990円
45歳以上60歳未満	15,370円	7,685円
60歳以上65歳未満	14,890円	6,700円

②基本手当の給付率

(60歳未満)

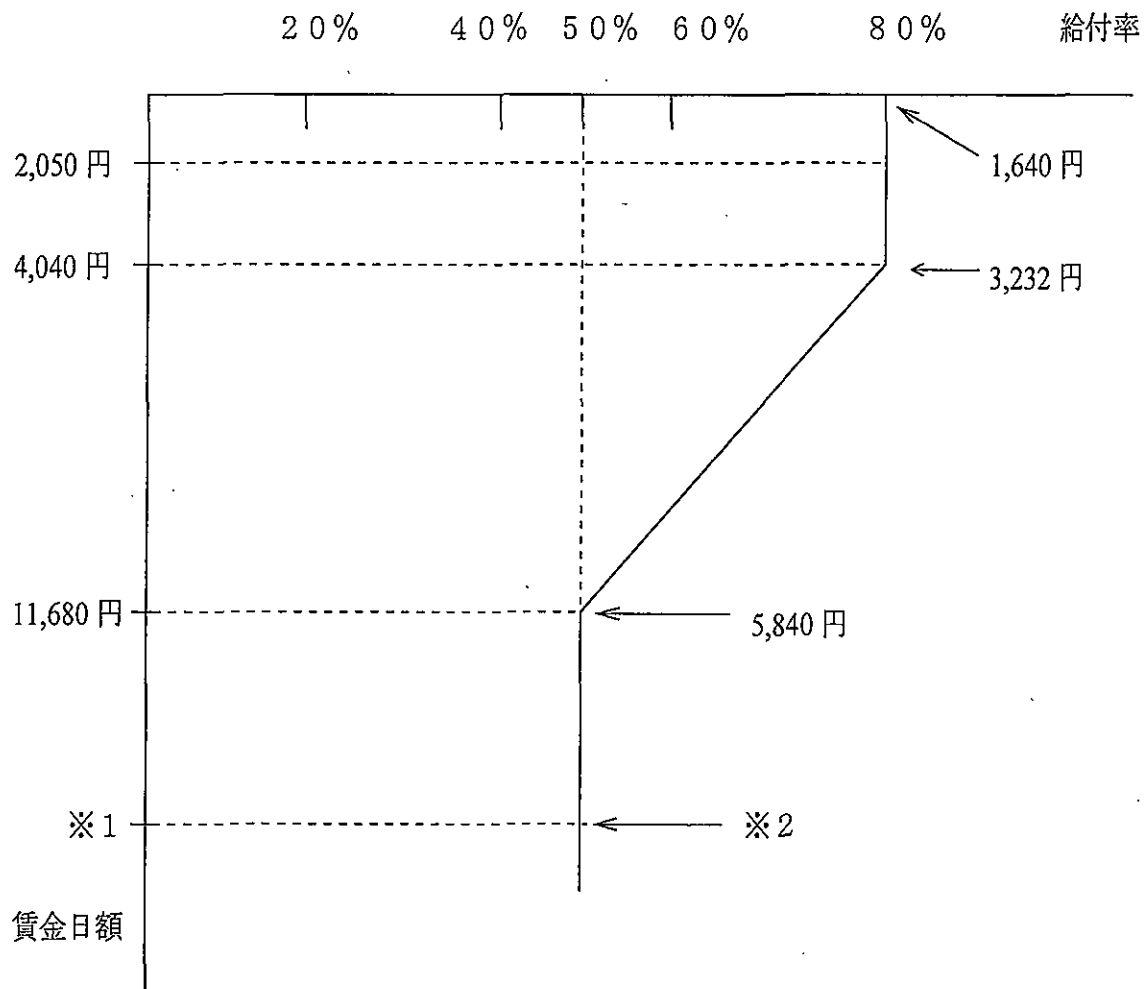
賃 金 日 額	給 付 率	基 本 手 当 日 額
2,050円～ 4,040円	80%	1,640円～ 3,232円
4,040円～11,680円	80～50%	3,232円～ 5,840円
11,680円～15,370円	50%	5,840円～ 7,685円

(60歳以上65歳未満)

賃 金 日 額	給 付 率	基 本 手 当 日 額
2,050円～ 4,040円	80%	1,640円～ 3,232円
4,040円～10,470円	80～45%	3,232円～ 4,711円
10,470円～14,890円	45%	4,711円～ 6,700円

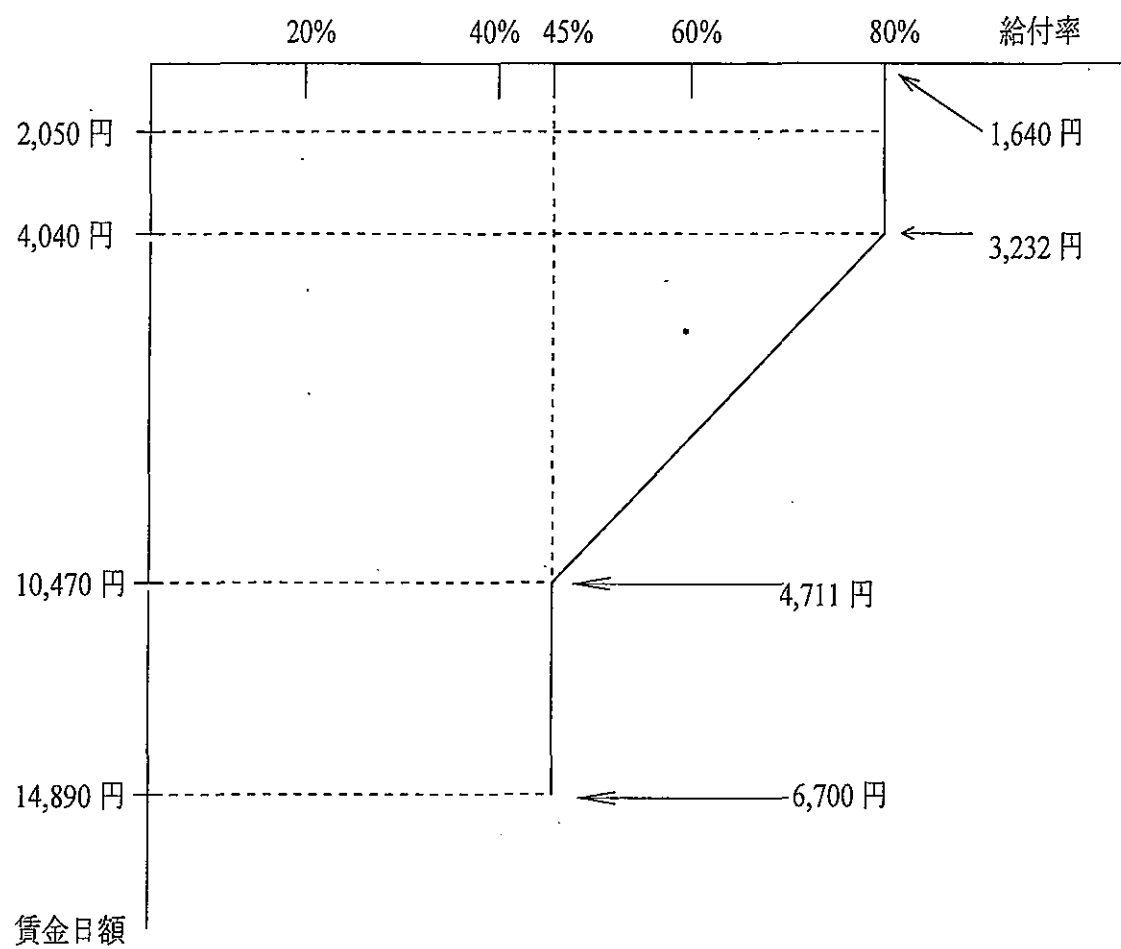
基本手当の給付率

1 60歳未満の受給資格者に係る給付率



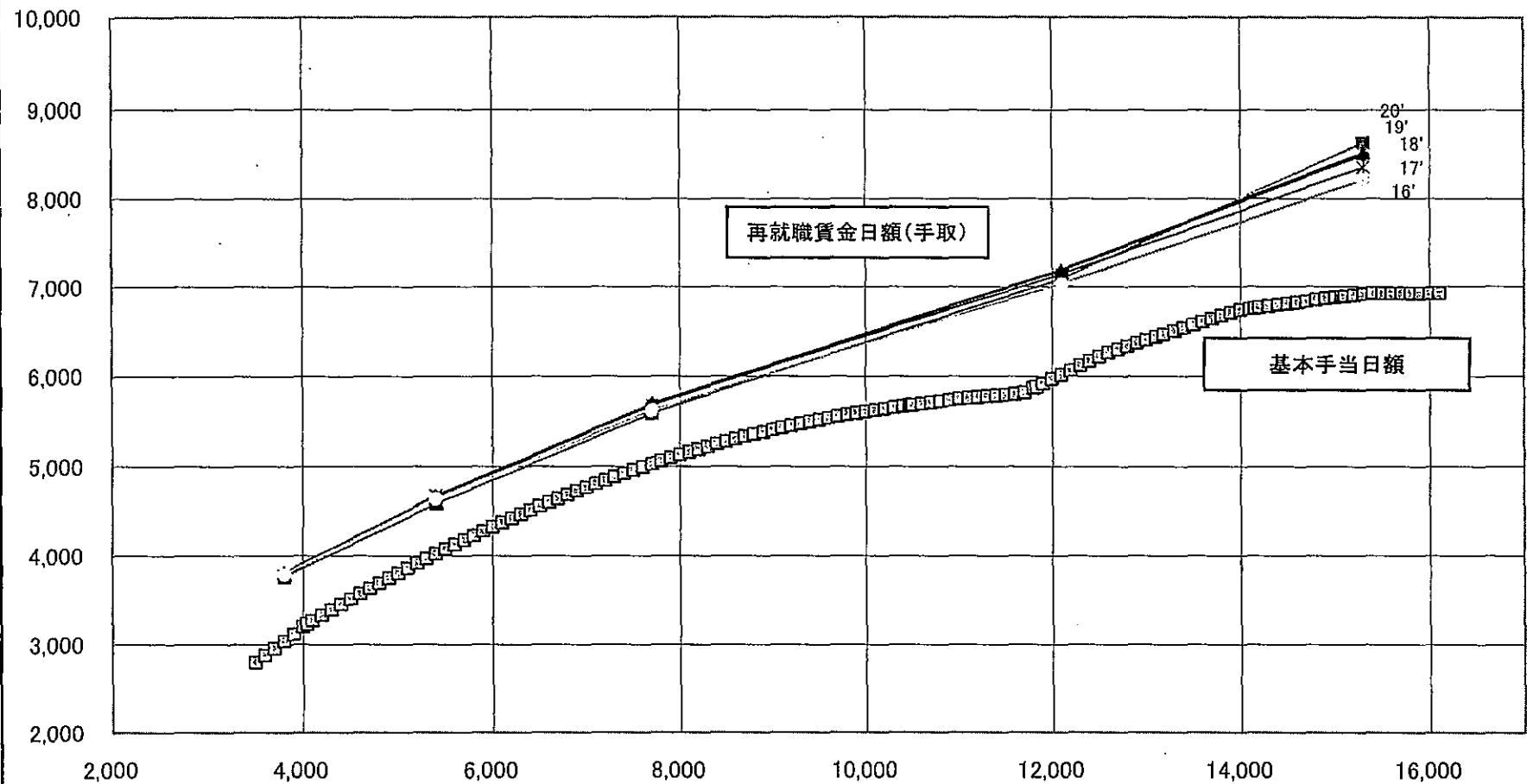
	賃金日額 ※1	基本手当 日額※2
30歳未満	12,580 円	6,290 円
30歳以上45歳未満	13,980 円	6,990 円
45歳以上60歳未満	15,370 円	7,685 円

2 60歳以上65歳未満の受給資格者に係る給付率



基本手当日額・再就職賃金日額(円)

基本手当日額と再就職賃金日額の状況(全年齢)



注) 再就職賃金日額は、平成16年度、17年度、18年度、19年度及び20年度に受給資格決定をした者について、平成21年7月末の状況を調査したものである。

離職の際の賃金日額

基本手当の給付日数(原則)

①倒産、解雇等による離職者(④を除く)

被保険者であった期間 区分	6月以上 1年未満	1年以上 5年未満	5年以上 10年未満	10年以上 20年未満	20年以上
30歳未満	90日	90日	120日	180日	—
30歳以上35歳未満		90日	180日	210日	240日
35歳以上45歳未満		90日	180日	240日	270日
45歳以上60歳未満		180日	240日	270日	330日
60歳以上65歳未満		150日	180日	210日	240日

②有期労働契約が更新されなかったこと等による離職者(④を除く)

被保険者であった期間 区分	6月以上 1年未満	1年以上 5年未満	5年以上 10年未満	10年以上 20年未満	20年以上
全年齢	90日	90日	90日	120日	150日

※②のうち、有期労働契約が更新されなかったことによる離職者及び被保険者期間6月以上12月未満の正当な理由による自己都合離職者については、平成24年3月31日までは、暫定的に①の給付日数となる。

③一般の離職者(④を除く)

被保険者であった期間 区分	1年未満	1年以上 5年未満	5年以上 10年未満	10年以上 20年未満	20年以上
全年齢	—	90日	90日	120日	150日

④就職困難な者(障害者等)

被保険者であった期間 区分	1年未満	1年以上 5年未満	5年以上 10年未満	10年以上 20年未満	20年以上
45歳未満	150日	300日			
45歳以上65歳未満		360日			

基本手当支給終了者の推移

(単位:人、%)

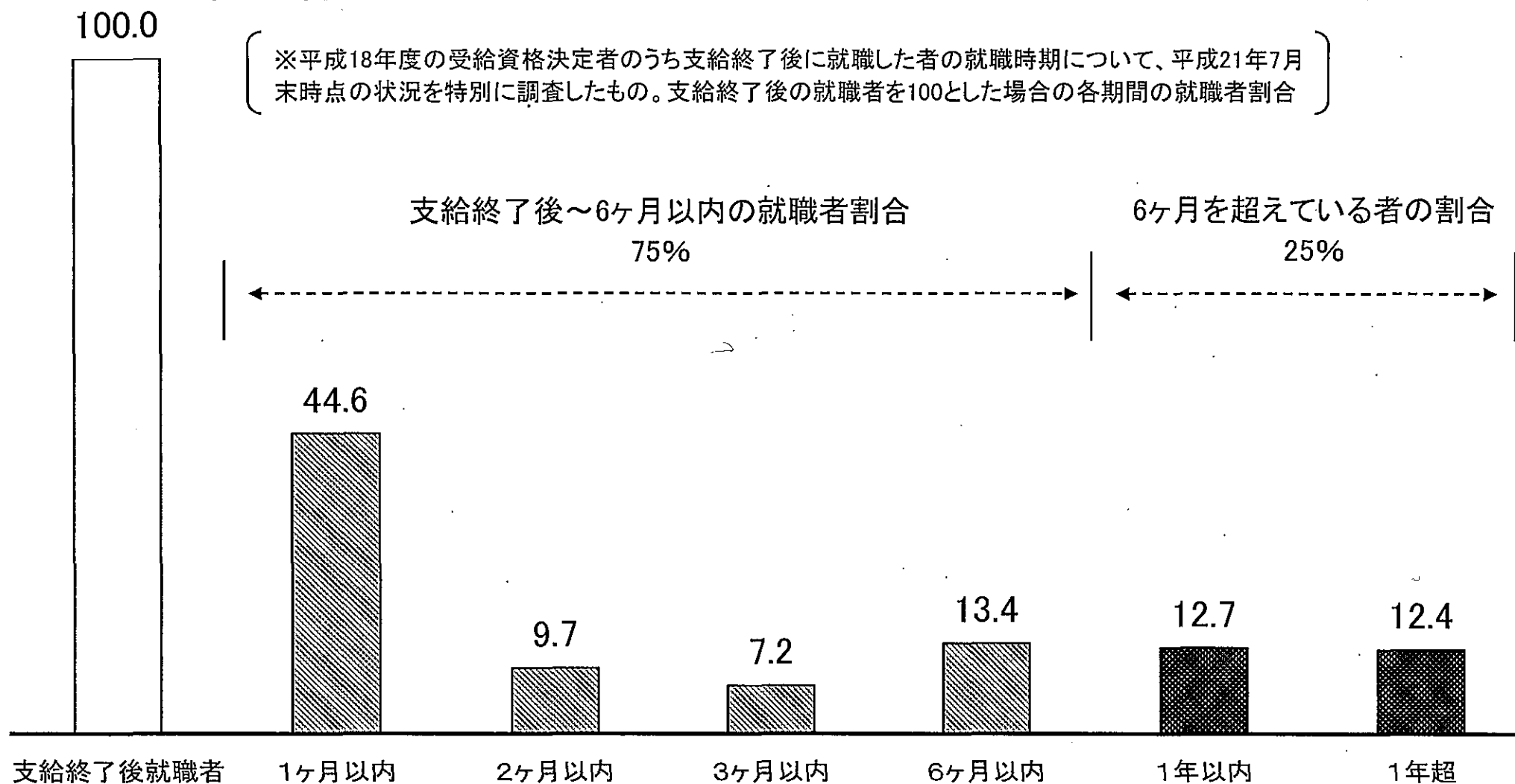
	①初回受給者数	②支給終了者数	③支給終了率 (②/①)
平成13年度	2,375,228	1,748,918	73.6%
平成14年度	2,312,366	1,856,693	80.3%
平成15年度	1,990,245	1,647,405	82.8%
平成16年度	1,790,799	1,411,701	78.8%
平成17年度	1,704,781	1,302,872	76.4%
平成18年度	1,606,197	1,203,354	74.9%
平成19年度	1,567,895	1,167,923	74.5%
平成20年度	1,816,338	1,141,825	62.9%

(注1) 支給終了者とは、所定給付日数を全て受給した受給者数である。

(注2) 各年度の支給終了者には、前年度以前の初回受給者のうち当年度において支給終了に至った者を含む。

雇用保険受給者のうち支給終了後に就職した者の就職時期

※平成18年度の受給資格決定者のうち支給終了後に就職した者の就職時期について、平成21年7月末時点の状況を特別に調査したもの。支給終了後の就職者を100とした場合の各期間の就職者割合



(注) 調査時点での就職者は約127万人(調査対象者の64.6%)、未就職者は約70万人(35.4%)となっている。

基本手当の受給資格要件等について

	被保険者期間	給付日数
解雇・倒産等による離職者	6月以上必要 (離職の日以前1年間で)	<u>90～330日</u>
雇止め等による離職者(※)	<u>6月以上必要</u> (離職の日以前1年間で)	90～150日 (暫定措置として3年間、 <u>90～330日</u>)
それ以外の離職者	12月以上必要 (離職の日以前2年間で)	90～150日

※ 平成21年の改正雇用保険法により新設。

受給者実人員の推移

(単位：人、%)

	受給者実人員	
		(前年比)
平成16年度	682,046	(△ 18.8)
平成17年度	627,837	(△ 7.9)
平成18年度	583,255	(△ 7.1)
平成19年度	566,666	(△ 2.8)
平成20年度	606,686	(7.1)
平成19年 8月	636,917	(△ 4.4)
9月	590,791	(△ 3.3)
10月	599,148	(△ 0.8)
11月	563,907	(△ 2.7)
12月	534,954	(△ 2.1)
平成20年 1月	542,277	(△ 0.7)
2月	518,182	(△ 2.6)
3月	498,526	(△ 4.8)
4月	500,496	(△ 2.6)
5月	552,045	(△ 7.4)
6月	568,164	(△ 3.1)
7月	607,559	(△ 1.8)
8月	601,220	(△ 5.6)
9月	606,114	(2.6)
10月	597,093	(△ 0.3)
11月	556,622	(△ 1.3)
12月	585,619	(9.5)
平成21年 1月	618,981	(14.1)
2月	693,316	(33.8)
3月	792,998	(59.1)
4月	882,198	(76.3)
5月	940,044	(70.3)
6月	1,012,154	(78.1)
7月	1,001,375	(64.8)
8月	962,206	(60.0)

(注) 各年度の受給者実人員の数値は年度間月平均値である。

受給資格決定件数の推移

(単位：件、％)

	受給資格決定件数	
		(前年比)
平成16年度	2,152,030	(△ 7.8)
平成17年度	2,088,236	(△ 3.0)
平成18年度	1,987,274	(△ 4.8)
平成19年度	1,895,008	(△ 4.6)
平成20年度	2,200,007	(16.1)
平成19年 8月	153,000	(△ 3.3)
9月	141,241	(△ 9.9)
10月	181,074	(4.4)
11月	127,053	(△ 7.0)
12月	100,459	(△ 11.1)
平成20年 1月	148,856	(△ 9.6)
2月	131,090	(△ 8.2)
3月	132,509	(△ 13.9)
4月	259,105	(△ 4.4)
5月	179,515	(△ 10.6)
6月	144,857	(△ 4.2)
7月	156,716	(△ 0.2)
8月	139,181	(△ 9.0)
9月	153,673	(8.8)
10月	181,622	(0.3)
11月	135,101	(6.3)
12月	140,304	(39.7)
平成21年 1月	241,606	(62.3)
2月	226,622	(72.9)
3月	241,705	(82.4)
4月	370,821	(43.1)
5月	249,250	(38.8)
6月	200,627	(38.5)
7月	196,554	(25.4)
8月	160,670	(15.4)

個別延長給付の概要

1 概要

有期労働契約が更新されなかったために離職した者又は特定受給資格者のうち、年齢や地域等を踏まえ、公共職業安定所長が就職が困難であると認めた者等について、所定給付日数を60日延長する。（平成21年3月31日から平成24年3月31日までの暫定措置）
（雇用保険法附則第5条）

※ 被保険者期間が20年以上で、35歳以上60歳未満である場合には30日

2 対象者（次のいずれかに該当し、公共職業安定所長が就職が困難であると認めた者）

（1）45歳未満の求職者

（2）直近一箇月で、以下の基準のいずれにも該当する地域の求職者

- ① 労働力人口に対する有効求職者割合が全国平均以上
- ② 当該地域における有効求人倍率が1倍未満
- ③ 雇用保険の基本受給率が全国平均以上

$$\left[\begin{array}{l} \text{基本受給率} = \frac{\text{受給者実人員}}{\text{受給者実人員} + \text{一般被保険者数}} \end{array} \right]$$

※ 地域は都道府県単位で、年1回、大臣告示により指定するが、地域の雇用失業情勢に応じて、年度途中でも追加する。（年度途中での指定取消しは行わない）

※ 平成21年10月1日時点の指定地域（35道府県）

北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、栃木県、群馬県、新潟県、富山県、石川県、山梨県、長野県、三重県、滋賀県、京都府、兵庫県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県

（3）公共職業安定所長が、受給資格者の知識、技能、職業経験等を勘案して、特に再就職のための支援を計画的に行う必要があると認めた者